

国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定 令和2年10月30日一部変更）

1. 規制改革等の施策の推進に関する基本的考え方

国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。（中略）さらに、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。

4. 国家戦略特別区域の評価に関する基本的な事項

③評価の実施主体及び方法、手続

ウ) 諮問会議による調査審議

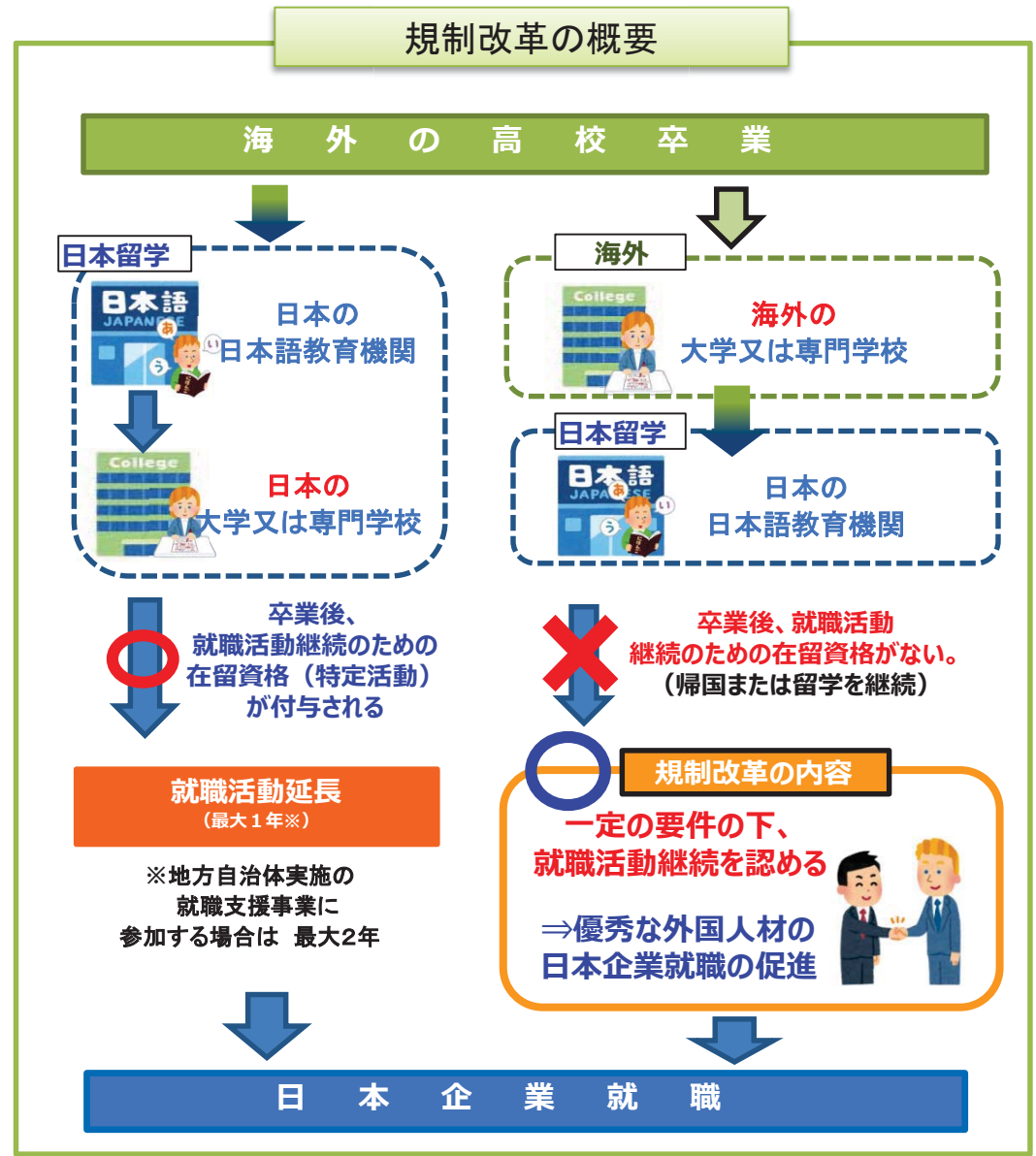
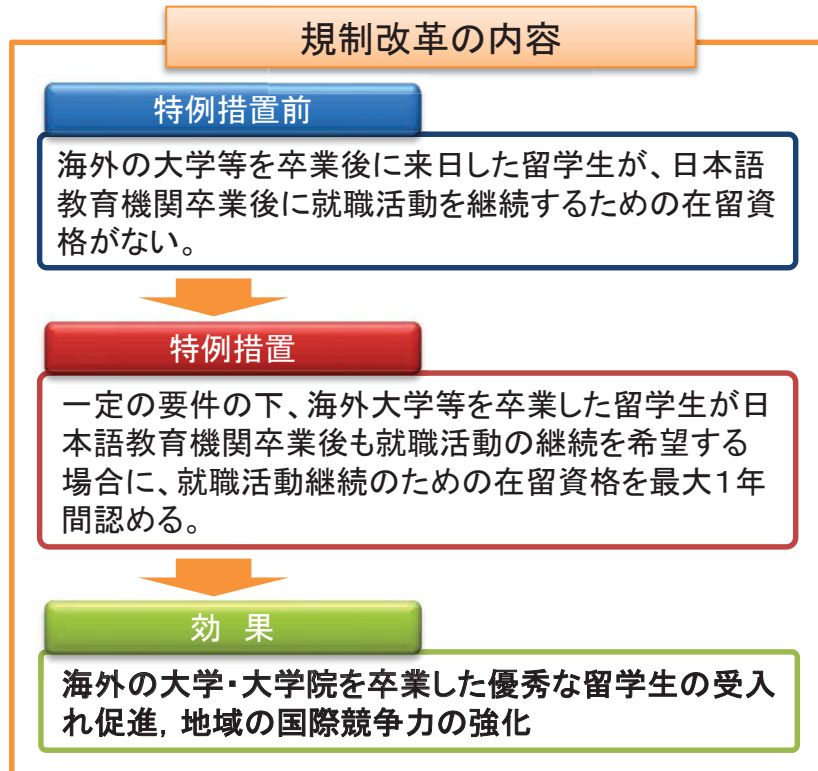
諮問会議は、当該評価結果について調査審議した上で内閣総理大臣に必要な意見を述べることとし、特に、国家戦略特区における規制の特例措置についての調査審議に当たっては、当該規制の特例措置を所管する府省庁（以下「規制所管府省庁」という。）からの意見を聴き、当該規制の特例措置について、全国展開の可否、要件の見直し（拡充、是正又は廃止）の必要性等も含め検討する。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

iv) 国家戦略特区の推進

国家戦略特区制度については、引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、特例措置の活用から一定期間が経過し、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。

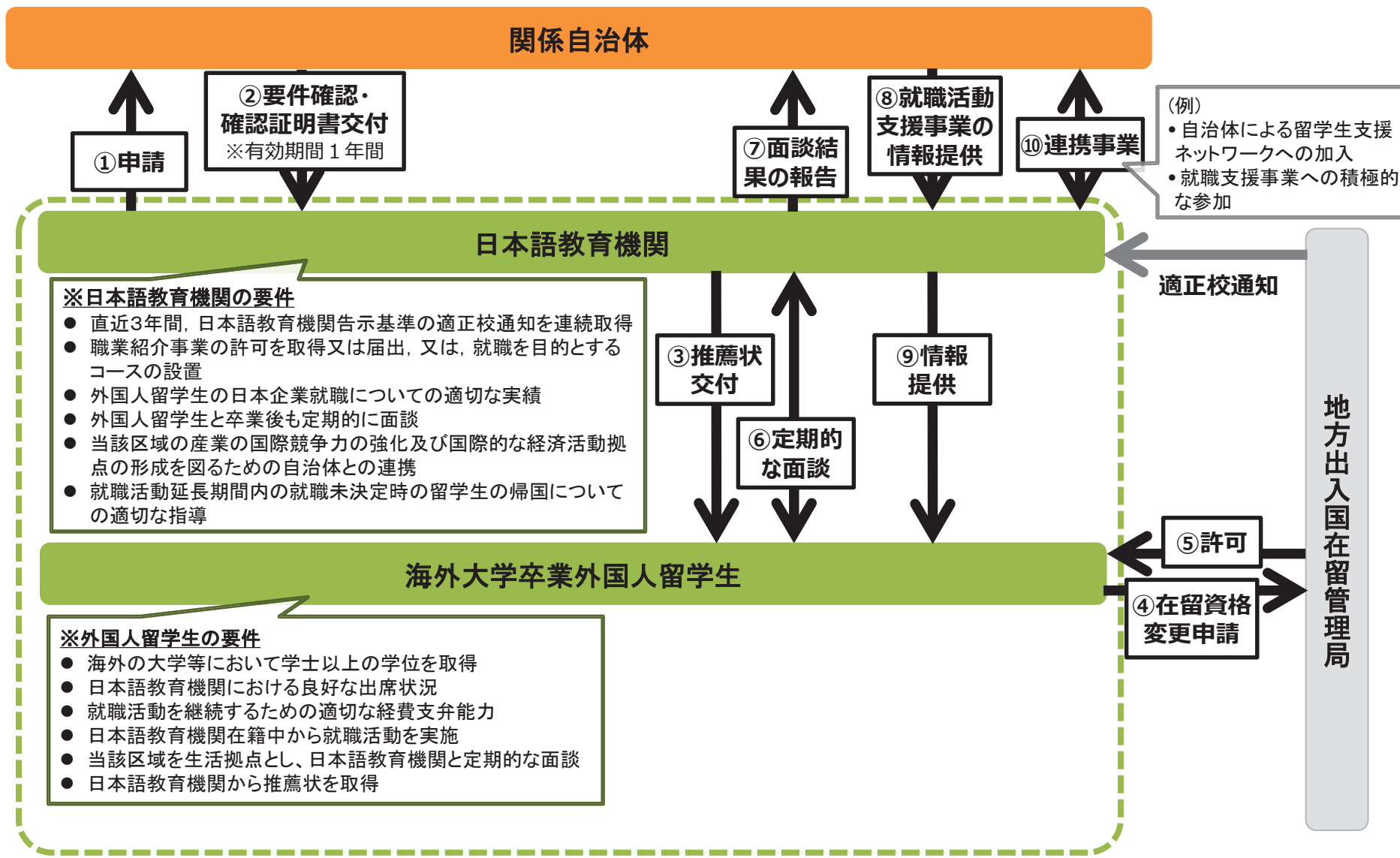
海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業の概要



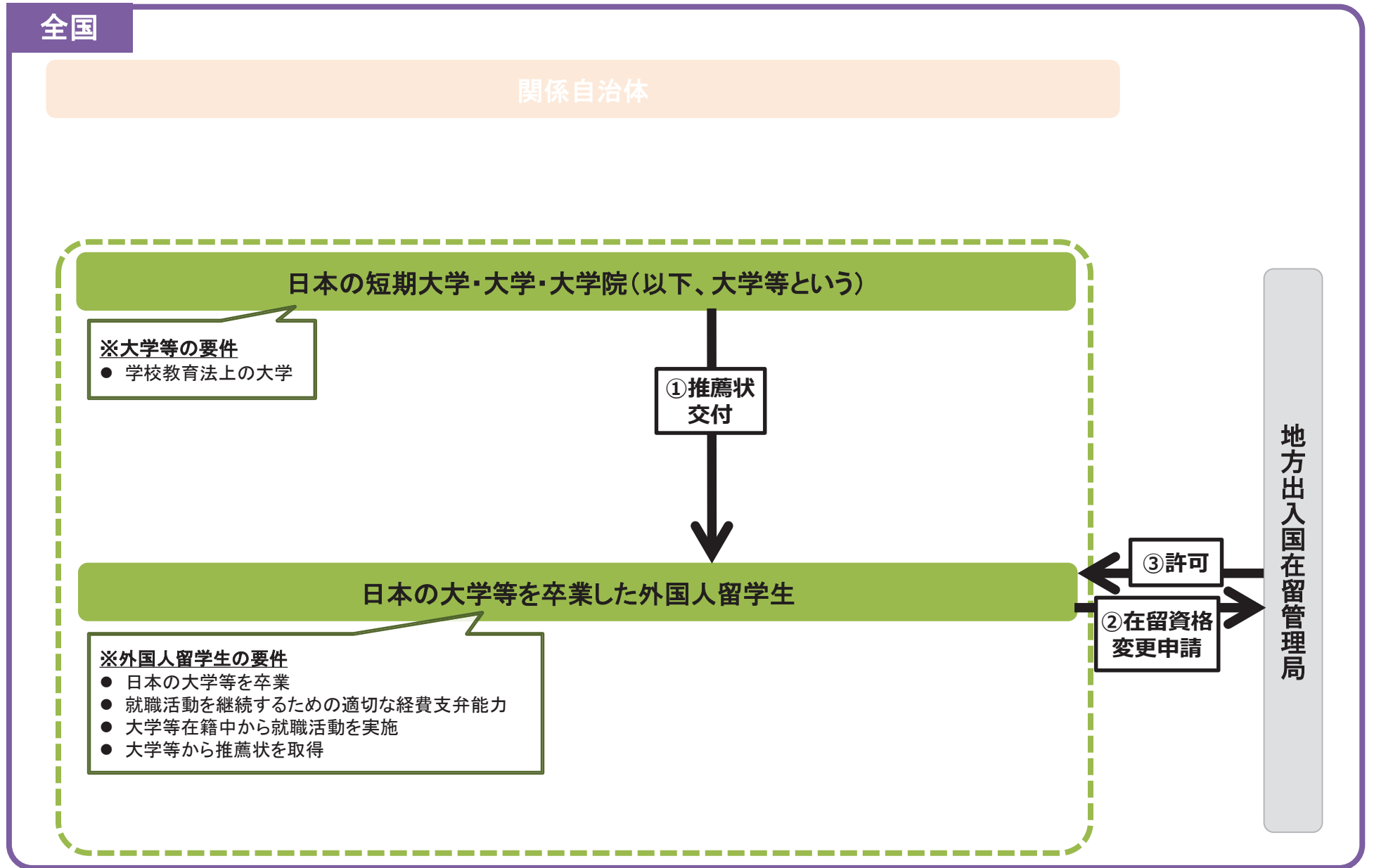
【経緯】

令和2年 2月	入管庁政第20号「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業（以下、本事業という）」実施要綱が制定
3月	北九州市の区域計画が認定
9月	千葉市、成田市、愛知県の区域計画が認定
12月	広島県の区域計画が認定

国家戦略特区



【参考】日本の大学卒業外国人留学生の就職活動 実施の流れ



- 令和2年2月の特例創設から、**5つの自治体で区域計画の認定**がされており、**自治体から確認証明書の交付を受けた日本語教育機関の数は10機関**、**本特例を活用して就職活動を継続した外国人留学生の数は4名（その内2名が就職先が決定し、在留資格変更許可の申請中）**と、一定の活用実績を確認。

【特例の活用状況】 ※令和3年3月10日時点

自治体名	確認証明書交付日	機関名
北九州市	令和2年4月3日	学校法人YMCA学園
	令和2年7月6日	学校法人国際学園 九州医療スポーツ専門学校 日本語科
千葉市	令和2年11月5日	国際トラベル・ホテル・ブライダル専門学校日本語科
	令和3年2月1日	双葉外語学校
	令和3年2月10日	スリー・エイチ日本語学校
成田市	令和2年10月13日	成田日本語学校
愛知県	令和2年10月22日	名古屋国際日本語学校
	令和2年12月15日	I. C. NAGOYA
	令和2年12月15日	ECC日本語学院名古屋校
広島県	令和3年2月10日	広島YMCA専門学校